

65歳以上の人に

令和元年度 介護保険料の決定通知書を送ります

今年度の市町村民税等をもとに、介護保険料の計算を行い、決定通知書を7月下旬ごろに郵送します。できる限り所得の状況に配慮したきめ細かな保険料とするため、平成30年度から、所得段階を25の区分に分けています。市町村民税や世帯の状況等によって該当する所得段階により保険料額が決定されます。

◇納付の方法

介護保険料を継続して年金天引きで納めている人は、今回決定した年間保険料額から4・6・8月に天引き（仮徴収）した保険料を差し引いた金額を、10・12・来年2月に年金天引き（本徴収）で納めていただきます。

また、納付書または口座振替で納めている人は、8月から来年3月まで納めていただきます。

なお、年間18万円以上の老齢（退職）、障害、遺族年金を受給している人は年金天引きとなりますが、65歳になった人、広域連合外の市町村から転入した人などの場合は、年金天引きの開始が半年～1年後となりますので、それまでは納付書や口座振替で納付してください。

※口座振替を利用されると納め忘れもなく安心です。ぜひ、ご活用ください。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請により保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。



介護保険制度では、特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービス利用時の自己負担割合が増える場合があります。

介護保険制度は皆さまから納付していただく保険料で成り立つ制度です。保険料納付についてご理解とご協力をお願いします。

●問合せ

保健課 介護・高齢者支援係 Tel 75-4960

介護保険料をコンビニエンスストアでお支払いできます

令和元年度介護保険料普通徴収の決定通知（納付書）は、7月下旬ごろに郵送します。下記のコンビニエンスストアでも使用できますのでご活用ください。

◇納付書の綴じ方について

コンビニエンスストアで対応してもらうために、通知書と納付書は綴じることができなくなります。バラバラになりますので紛失しないようご注意ください。

◇次のような場合、コンビニエンスストアでお支払いできません

- ・納付期限を過ぎたもの
- ・コンビニエンスストア用のバーコードが消されているもの、あるいは汚れたり破れたりしていて読めないもの
- ・金額を手書きで訂正したもの

◇取り扱いコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ハマナスクラブ、セイコーマート、タイエー、ハセガワストア、MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、ポプラ、生活彩家、セーブオン、コミュニティ・ストア



●問合せ

福岡県介護保険広域連合 総務課収納管理係 Tel 092-981-9071

令和元年度 介護保険料 年間保険料額

所得段階	対象者		基準額に 乗じる割合	年間介護 保険料(円)	
第1段階	本人及び世帯全員が 市町村民税非課税	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者 ③公的年金等収入額と合計所得金額等 ^(※1) の合計額が80万円以下の方	0.375	27,886	
第2段階		80万円を超え120万円以下の方	0.625	46,476	
第3段階		公的年金等収入額と 合計所得金額等 ^(※1) の合計額が	120万円を超える方	0.725	53,912
第4段階	本人は市町村民税非 課税だが同世帯に課 税者がいる	80万円以下の方	0.90	66,925	
第5段階			80万円を超える方	基準額	74,361
第6段階	本人が 市町村民税課税者	合計所得金額から特別 控除額 ^(※2) を引い た額が	120万円未満の方	1.20	89,233
第7段階			120万円以上200万円未満の方	1.35	100,387
第8段階			200万円以上300万円未満の方	1.60	118,978
第9段階			300万円以上320万円未満の方	1.65	122,696
第10段階			320万円以上340万円未満の方	1.70	126,414
第11段階			340万円以上360万円未満の方	1.75	130,132
第12段階			360万円以上380万円未満の方	1.80	133,850
第13段階			380万円以上400万円未満の方	1.85	137,568
第14段階			400万円以上420万円未満の方	1.90	141,286
第15段階			420万円以上440万円未満の方	1.95	145,004
第16段階			440万円以上460万円未満の方	2.00	148,722
第17段階			460万円以上480万円未満の方	2.05	152,440
第18段階			480万円以上500万円未満の方	2.10	156,158
第19段階			500万円以上520万円未満の方	2.15	159,876
第20段階			520万円以上540万円未満の方	2.20	163,594
第21段階			540万円以上560万円未満の方	2.25	167,312
第22段階			560万円以上580万円未満の方	2.30	171,030
第23段階			580万円以上600万円未満の方	2.35	174,748
第24段階			600万円以上800万円未満の方	2.40	178,466
第25段階			800万円以上の方	2.50	185,903

(※1) 合計所得金額等とは、「合計所得金額－特別控除額(※2)－年金所得額」です。この金額が0円以下の場合は0円とみなします。

(※2) 特別控除額とは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のことです。具体的には以下の①～⑦となります。

- ① 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
- ② 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
- ③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
- ④ 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
- ⑤ 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
- ⑥ 特定の土地(平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)
- ⑦ 上記の①から⑥のうち二つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

低所得者の介護保険料を軽減します

10月から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、厚生労働省から、低所得者に対する新しい介護保険料の軽減策が発表されました。消費税率引き上げにより、家計に影響を受ける比重の高い、低所得者の負担する介護保険料を安くするものです。

これまで、所得段階が第1段階の方に対しては介護保険料を軽減していましたが、対象者を拡大し、軽減幅も拡大します。

(各所得段階の基準額に乗じる割合の表)

	第1段階	第2段階	第3段階
平成30(2018)年度	0.45	0.75	0.75
令和元(2019)年度	0.375	0.625	0.725
令和2(2020)年度	0.3	0.5	0.7